

提出者:古川 英夫

練馬1km区間・早期着工の真の理由は何か？ (小口課長発言に再質問)

本件については 前回、前々回のこの会合の中で取り上げられ都から何回も説明が有った。しかし、いずれも上辺だけの2つの理由を繰り返すのみで その真の理由は今もって理解出来ない。本線エリアの中で対応可能であり、急ぐ必要は見当らない。

この件について 都の小口課長が最も詳細に説明した時の内容を議事録から転載し その中の疑問点の所で 具体的な質問を発するので回答頂きたい。

小口課長の発言は昨年10月11日開催「第5回・話し合いの会」議事録15頁から16頁に掲載されており、ここでは 四角の枠線内で囲まれた部分はその内容である。

小口課長の練馬1km区間・早期着工の理由説明 (重要部分に下線を古川が記入)

都の説明①

都： 上手に説明できるか、ちょっと分からないですけれども、先ほど説明していることに関して、もう一度、少しかみ砕いた形でちょっと説明してみたいと思います。

まず、先ほど、2本の都市計画線がラップしていると言ったんですけれども、ずれてラップしているんですね。いわゆる、二重線に入っている。この部分は二重線に入っております。外環本線の工事をやるときに、ちょうど外環本線の中に、突っ切るような形で、土支田通りと井草通りという通りが重なっております。その通りも用地買収してなくなってしまいますので、それを行き止まり道路にするわけにはいきませんので、しっかりと機能は補償していかなければいけないという考え方があります。

それをやるためには、今4メートルの道路しかないんですよ、この道路。土支田通りと井草通り、都道なんですけれども、やはり今回、新しくやるからには、歩道をしっかり設置し、車も安全に通れる、そういった道路にしなければ、都道として成り立たないというところもございまして、外環の2の範囲、少し外側に出ているところ。中に入っているところも輻輳しちゃっていますので、中に入ったり外に出たりするんですけれども、その外環の2の範囲を使って、都道の機能をしっかりと確保していきたいというふうに考えてございまして。→ 質問1へ。

質問1. 今、急いでその形にするのでなく 最終的にその形に移行されれば良いのではないか？ 今、急いで都の計画図通りの形にする必要は無い。先ずは国の外環概念図にあるような道路(次頁の図参照)を作り、外環の2 事業実施が決定した段階で都の希望通りの形にすべきである。これでどうか？

都の説明②

その機能を確保するためには、ジャンクションやランプと。ランプというのも専門用語になっちゃうんですかね。高速道路のインターチェンジ、高速道路から一般道に出てくるための通路、車路と言ったほうがいいんですかね、そういったものですとか、料金所ですとか、あと環境施設帯だとか、いろいろとジャンクションの機能があるんですけれども、その機能プラス、ちゃんとした都道を作る幅を整備するとなると、今ある外環の2の幅まで、もしくはその中に入っている部分は、外環本線の幅まで買収して造らなければならないと。 → 質問2へ

質問 2. これも前問であったように最終的にその様な形に移行すればよいのではであ
って 先ずは 外環概念図の様な構造で進めるべきであり 最終的に都の希望する形
にすれば良いので 何も急ぐ必要が無い。



(参考) 国交省の外環概念図 この図の様になれば本線エリアの中で十分 OK!



都の説明
③

それをやる時期は、外環本線の工事が、先ほどもちょっとご紹介しましたけれど
も、9月5日に着工式を迎えたということで、用地買収も計画的に買収してくると
いうことになりますので、もう時間的に余裕がないということで、今回、事業認可
を受けたといったところでございます。その辺のところのご紹介というか、ご報告
が遅れて大変申し訳なかつたなというふうに考えてございますが、やはり事業とし
て、ちゃんと活かしながらやっていかななくてはいけないということもあります。

質問 3. 「時間的に余裕が無い」というの意はどういう事か？ 外環の2の事は 外環
の2のペースで計画通り進めれば良い。その場合、何も問題が無いではないか？

都の説明
④

あ
と、三重線に入ってしまったのを、段階をおいて買収をしてしまうと、やはり両方
に掛かっている権利者の方は、なかなか生活再建、新しく家を建て替えて、またど
いてくれというわけにもいきませんので、そういった意味で今回、事業認可を取ら
させていただきましたので、ご理解いただきたい。 → 質問 4へ。

質問 4. 異なる都市計画に掛かる場合は それぞれの計画が決定した段階で買収業
務に入るのは当然である。決定していないもの、廃止するかもしれないものに対して
急いで 実施するのは常識では考えられない事である。2つの都市計画が掛かった人
に対し段階を追って買収するのは無理と言う様に聞こえるがどうしてそのように考える
のか？ 都の勝手な判断であり、その必要は無いのだ！